

○農林水産省
○経済産業省告示第一号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

一 名称 株式会社明治
二 住所 東京都江東区新砂一丁目二番十号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
プラスチック	ナチュラル半透明	—	四・二グラム	牛乳の瓶用のキャップ	平成十七年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第八のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	二六〇グラム	牛乳用	平成十七年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第九のとおり

一 名称 協同乳業株式会社
二 住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	一五〇グラム	はっ酵乳用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図一のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	一九五グラム	牛乳用	平成二十四年十一月農林水産省・経済産業省・環境省告示第六号図第七のとおり

- 一 名称 いわて生活協同組合
- 二 住所 岩手県滝沢市土沢二二〇番地三
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	無色	七二〇ミリ リットル	四〇四 グラム	牛乳用	平成九年八月厚生省・農林水産省・通商 産業省告示第二号図第二十四のとおり
素材	色	容量	重量	用途	形 状

- 一 名称 新生酪農株式会社
- 二 住所 千葉県長生郡睦沢町上市場二三〇一番地
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	二八九 グラム	牛乳用	平成十四年一月農林水産省・経済産業 省・環境省告示第一号図第七のとおり
素材	色	容量	重量	用途	形 状

- 一 名称 小岩井乳業株式会社
- 二 住所 東京都中野区中野四丁目十番二号中野セントラルパークサウス
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	無色	九〇ミリ リットル	一五〇 グラム	はっ酵乳用	平成九年八月厚生省・農林水産省・通商 産業省告示第二号図第十二のとおり
素材	色	容量	重量	用途	形 状